

(仮称) 八幡・桜ヶ丘保育所再整備事業
契 約 書

平成25年 月 日

神戸市

株式会社 明和工務店

株式会社 日立ビルシステム関西支社

前 文

神戸市（以下「市」という。）は、子どもたちの安全安心を早期に実現するとともに、より良い保育環境を確保するため、耐震対応が必要な八幡保育所と桜ヶ丘保育所を統合し、旧兵庫県灘県税事務所所在地において保育所を新たに建設することとした。新しい保育所においては、入所児童や保護者はもちろん、家庭で子育て中の親子にも気軽に来訪を促して交流や相談が行える場とすることや、安全性に配慮しながらも、開放的に地域住民や学生との交流が可能な「地域に開かれた」「親しみやすい」保育所を目指す。

この「(仮称)八幡・桜ヶ丘保育所再整備事業」にあたっては、保育園整備実績を有する民間事業者の技術的能力等を最大限に活用する PFI 手法を用いて実施する。

市は、(仮称)八幡・桜ヶ丘保育所の設計、施工、保守管理等の業務の実施に当たり、民間企業の設計能力、施工能力、保守管理能力等を最大限に利用し、また、設計、施工、保守管理等を一括して業務委託することにより、民間企業の創意工夫を求め、コストの適切な管理を目指すため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、(仮称)八幡・桜ヶ丘保育所再整備事業についての入札説明書等（第 1 条第 13 号に定義するとおり。）に従って審査を行い、最も優れた提案を行った株式会社明和工務店（以下「設計企業」、「建設企業」、「工事監理企業」及び「解体撤去企業」という。）及び株式会社日立ビルシステム関西支社（以下「保守管理企業」という。）で構成されるグループを落札者として選定し、同グループは、入札説明書等に従い、本事業を実施するため、平成 25 年 1 月 11 日に市と基本協定書を締結した。市と建設企業、設計企業、工事監理企業、解体撤去企業及び保守管理企業（以下、個別に又は総称して「構成企業」という。）は、本事業の実施に関して以下の各条項記載のとおり合意した。

1. 事業名 (仮称) 八幡・桜ヶ丘保育所再整備事業
2. 事業場所 神戸市灘区八幡町 2 丁目 1-1
(ただし、別紙 2 記載のとおり)
3. 事業期間 自 (仮称) 八幡・桜ヶ丘保育所再整備事業に係る事業契約の締結
について、神戸市議会の議決のあった日
至 平成 33 年 3 月 31 日
4. 契約金額 金 339,517,500 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額金 16,167,500 円)
5. 契約保証金 事業契約書第 35 条に定めるとおり

上記の事業について、市と構成企業とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は仮契約として締結されるものであり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定による神戸市議会の議決を経たときは、これを本契約とみなす。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、市が 1 通、構成企業は代表企業が 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 月 日

市 :

住所 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

名称 神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

構成企業 :

(代表企業兼建設企業兼設計企業兼工事監理企業兼解体撤去企業)

所在地 神戸市中央区港島中町 7 丁目 4 番 3

商号又は名称 株式会社 明和工務店

代表者氏名 代表取締役社長 中島 俊一

(保守管理企業)

所在地 大阪市北区堂山町 3 番 3 号

商号又は名称 株式会社 日立ビルシステム関西支社

代表者氏名 取締役支社長 矢川 昌二

(仮称) 八幡・桜ヶ丘保育所再整備事業 事業契約条項

《 目 次 》

第1章	用語の定義	1
	第1条 (定義)	1
第2章	総 則	3
	第2条 (目的)	3
	第3条 (事業遂行の指針)	3
	第4条 (本事業の概要)	5
	第5条 (事業日程)	5
	第6条 (構成企業の資金計画)	5
	第7条 (許認可及び届出)	6
	第8条 (建設に伴う各種調査)	6
	第9条 (建設に伴う近隣対策)	7
第3章	本事業地の使用許可	8
	第10条 (事業地の使用許可)	8
	第11条 (使用許可期間)	8
第4章	新設保育所等の設計	8
	第12条 (設計)	8
	第13条 (長期的耐久性等)	9
	第14条 (設計の変更)	9
	第15条 (第三者への設計委託)	10
第5章	既存建物等の解体撤去	11
	第16条 (既存建物等の解体撤去)	11
第6章	新設保育所等の建設工事	11
	第17条 (建設工事)	12
	第18条 (法規等の遵守)	12
	第19条 (施工計画書等)	12
	第20条 (工事記録等)	12
	第21条 (諸室別設備・備品等の設置)	12
	第22条 (第三者への建設の請負)	13
	第23条 (工事監理業務)	13
	第24条 (建設期間)	13
	第25条 (建設期間の変更)	13
	第26条 (建設期間の変更による費用等の負担)	14
	第27条 (工事の中止)	14

第 28 条 (危険負担等)	15
第 29 条 (新設保育所等の瑕疵担保責任)	15
第 30 条 (市による本工事の実施状況の監視・監査)	16
第 31 条 (竣工検査)	16
第 32 条 (市による完工確認)	17
第 33 条 (市の完了確認書の交付)	17
第 34 条 (設計企業、建設企業又は工事監理企業が第三者に与えた損害)	17
第 7 章 契約保証金等	18
第 35 条 (契約保証金等)	18
第 8 章 新設保育所等の保守管理業務の準備	19
第 36 条 (保守管理企業による保守管理体制整備)	19
第 37 条 (市による保守管理体制の確認)	19
第 38 条 (保守管理業務開始の遅延)	19
第 9 章 新設保育所等の市への所有権移転・引渡し	20
第 39 条 (所有権移転・引渡し)	20
第 40 条 (所有権移転・引渡しの遅延)	20
第 10 章 新設保育所等の保守管理業務	20
第 41 条 (保守管理業務の基本方針)	20
第 42 条 (保守管理業務の種別)	21
第 43 条 (年間保守管理業務計画書)	21
第 44 条 (保守管理業務実施報告書)	21
第 45 条 (第三者への委託)	21
第 46 条 (作業従事者)	22
第 47 条 (作業中の事故防止等)	22
第 48 条 (非常時及び緊急時の対応)	22
第 49 条 (市による保守管理業務の実施状況の監視・監査)	23
第 50 条 (保守管理企業が第三者に与えた損害)	23
第 11 章 本事業に係る対価の支払い	23
第 51 条 (本事業に係る対価の種類等)	23
第 52 条 (設計・施工等のサービス対価)	24
第 53 条 (保守管理等のサービス対価)	24
第 54 条 (所有権移転・引渡しの遅延と本事業に係る対価の支払)	24
第 55 条 (保守管理等のサービス対価の支払中止)	24
第 12 章 不可抗力及び法令改正等	25
第 56 条 (不可抗力事由による契約内容の変更等)	25
第 57 条 (法令改正等による契約内容の変更等)	25

第 58 条 (不可抗力事由による追加費用又は損害の負担)	25
第 59 条 (法令改正等による追加費用又は損害の負担)	26
第 60 条 (事由の複合による追加費用又は損害の負担)	26
第 61 条 (不可抗力による解除)	27
第 62 条 (法令改正等による解除)	27
第 13 章 契約期間及び契約の終了	27
第 63 条 (契約期間)	27
第 64 条 (市による契約解除)	28
第 65 条 (市による契約解除に際しての措置)	30
第 66 条 (市による契約解除等に伴う違約金等)	31
第 67 条 (構成企業による契約解除)	32
第 68 条 (構成企業による契約解除に際しての措置)	32
第 69 条 (任意解除権の留保)	33
第 70 条 (予算の減額又は削除があった場合の解除)	34
第 71 条 (協議解除等)	34
第 72 条 (契約終了時の状態)	34
第 14 章 雑則	35
第 73 条 (協議)	35
第 74 条 (公租公課の負担)	35
第 75 条 (契約上の地位等の譲渡)	35
第 76 条 (秘密保持)	36
第 77 条 (著作権等)	37
第 78 条 (特許権等)	37
第 79 条 (付保すべき保険)	37
第 80 条 (金融機関との協議)	38
第 81 条 (遅延損害金)	38
第 82 条 (請求、通知等の様式その他)	38
第 83 条 (準拠法)	38
第 84 条 (管轄裁判所)	38
第 85 条 (定めのない事項)	39

- 別紙 1 事業日程
- 別紙 2 本事業地
- 別紙 3 諸室別設備・備品等
- 別紙 4 外構等
- 別紙 5 設計企業が基本設計の着手時に市に対し提出する書類
- 別紙 6 設計企業が基本設計及び実施設計の完了時に市に対し提出する設計図書
- 別紙 7 施工着手時・工事期間中の提出書類
- 別紙 8 工事完成図書
- 別紙 9 年間保守管理業務計画書
- 別紙 10 保守管理業務実施報告書
- 別紙 11 本事業に係る対価
- 別紙 12 付保険の内容

(仮称)八幡・桜ヶ丘保育所再整備事業に関して、市及び構成企業の間で、以下のとおり民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第2項に規定する特定事業に係る契約を締結する。

第1章 用語の定義

(定義)

第1条 本契約において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、次の各号に規定するところによる。

- (1)「本事業」とは、本契約に基づき実施される(仮称)八幡・桜ヶ丘保育所再整備事業をいい、第2号、第3号に定義する「施設整備業務」及び「保守管理業務」の総称をいう。
- (2)「施設整備業務」とは、既存建物等(第5号に定義)の解体撤去業務、準備調査・各種申請業務、新設保育所等(第11号に定義)の設計業務、新設保育所等の建設及び整備業務、工事監理業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務をいう。
- (3)「保守管理業務」とは、新設保育所等の保守管理業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務をいう。
- (4)「本事業地」とは、別紙2記載の土地のことをいう。
- (5)「既存建物等」とは、新設保育所等(第11号に定義)の建設工事着工前に解体撤去する、本事業地に所在する旧兵庫県灘県税事務所建物及びその附帯施設をいう。
- (6)「新設保育所」とは、本契約によって整備される新設保育施設棟をいう。
- (7)「附帯施設」とは、本契約によって整備される、駐車場、駐輪場、ごみ置き場、屋外遊戯場、その他保育所の整備に必要な一切の施設(外構等を除く)をいう。
- (8)「屋外遊戯場」とは、屋外遊戯場(園庭)及びその付帯施設をいう。
- (9)「外構等」とは、別紙4記載の植栽・緑地、雨水排水設備、並びに新設保育所の敷地の外回りの塀及び門等をいう。
- (10)「諸室別設備・備品等」とは、別紙3記載の設備および什器備品をいう。
- (11)「新設保育所等」とは、新設保育所、附帯施設、外構等及び諸室別設備・備品等をいう。
- (12)「実施方針」とは、本事業の実施に関して市が作成し、平成24年7月3日に公表又は配布した実施方針(その後の補足を含む。)をいう。
- (13)「入札説明書等」とは、本事業の実施に関して市が作成し、平成24年8月7日に公表又は配布した入札説明書(その後の補足を含む。)、同入札説明書に添付された要求水準書(添付図を含む。)、落札者決定基準、様式集、及びその際に公表又は配布した

資料、並びに入札説明書等に関する質問及び回答及びその際に公表又は配布した資料の総称をいう。

- (14)「構成企業提案等」とは、構成企業が入札説明書等の規定に従い市に対して提出した本事業に関する平成 24 年 10 月 29 日付構成企業提案書類及び当該構成企業提案書類を詳細に説明する目的で構成企業が作成して市に対して提出した一切の説明・補足文書をいう。
- (15)「構成企業」とは、株式会社明和工務店又は株式会社日立ビルシステム関西支社の総称又は個別をいう。
- (16)「本工事」とは、新設保育所等の建設及び整備をいう。
- (17)「所有権移転・引渡し日」とは、平成 26 年 3 月 1 日をいう。ただし、本契約の規定により延期された場合には、延期後の日とする。
- (18)「事業期間」とは、本契約の効力が生じた日から平成 33 年 3 月 31 日までをいう。
- (19)「建設期間」とは、本工事着工の日から第 33 条により市が構成企業に完了確認書を交付する日までの期間をいう。
- (20)「保守管理業務期間」とは、保守管理業務開始日（所有権移転・引渡し日）の 0 時から始まり平成 33 年 3 月 31 日の 24 時をもって終わる期間をいう。
- (21)「事業年度」とは、本契約の効力が生じた日から平成 26 年 3 月 31 日までを初年度とし、以降、4 月 1 日に始まる 1 年毎に区切った期間をいう。ただし、最終年度は平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。
- (22)「本事業に係る対価」とは、「設計・施工等のサービス対価」及び「保守管理等のサービス対価」の総称をいう。
- (23)「設計・施工等のサービス対価」とは、施設整備業務（備品調達業務及び開業準備を除く）に関する費用として本契約に規定する金額（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。
- (24)「保守管理等のサービス対価」とは、施設整備業務のうち備品調達業務及び開業準備、保守管理業務に関する費用として本契約に規定する金額（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。
- (25)「支払期間」とは、別紙 11 による本事業に係る対価の支払対象となる単位期間をいう。
- (26)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷、火災、戦争・敵対行為、侵略、外敵の行為、反乱、革命、内乱、クーデター、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、市及び構成企業双方の責に帰すべからざるものをいう。
- (27)「本事業に直接関係する法令等」とは、特に本事業と類似のサービスを提供する保育所の設置、維持管理等に関する事項を直接的に規定することを目的とした法律、政

令、省令、条例、規則、国若しくは地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン若しくは公的な解釈、又は神戸市の行政計画、要綱若しくは基準等をいい、本事業に直接関係する新税の成立並びに消費税率及び地方消費税率も含まれるが、これに該当しない法人税その他の税制及び構成企業に対して一般に適用される法律等は含まれないものとする。

(28)「法令改正等」とは、本事業に直接関係する法令等の制定、変更又は改正をいう。

(29)「出来高部分の評価相当額」とは、設計・施工等のサービス対価のうち金利部分を除いた額から、契約終了時の出来高部分を第三者が引き継いで新設保育所等の整備を完成させるのに通常要する金額を控除した金額をいう。

第2章 総則

(目的)

第2条 本契約は、市及び構成企業が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(事業遂行の指針)

第3条 構成企業は、本事業を、本契約、実施方針、入札説明書等及び構成企業提案等に従って遂行しなければならない。

2 本契約の記載と実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答又は構成企業提案等との間に内容の齟齬がある場合は本契約の記載が優先するものとする。本契約に記載のない事項について、その他の書類相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行するものとする。

(1) 入札説明書等に関する質問への回答

(2) 入札説明書等

(3) 実施方針に関する質問への回答

(4) 実施方針

(5) 構成企業提案等

ただし、第1号から第4号の記載と第5号の記載との間に齟齬がある場合、原則として、第1号から第4号の記載が優先するものとするが、構成企業提案等に記載された性能又は水準が、入札説明書等に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で構成企業提案等の記載が入札説明書等の記載に優先するものとする。なお、同一順位の書類間に内容の齟齬がある場合には、市の選択に従うものとする。ただし、第5号の構成企業提案等間における内容に齟齬がある場合については、市は事前に構成企業と協議した上で、その優先関係を判断するものとする。

- 3 構成企業は、本事業の実施に必要となる一切の物を管理するに際しては、善良なる管理者の注意をもって行う。
- 4 代表企業は、次に掲げる各号の責任を負担する。
 - (1) 代表企業は、本事業が円滑に実施されるよう、構成企業間の調整業務等を行うとともに、市と構成企業との調整・協議等における代表となる。また、代表企業は、本契約に基づき、本契約の全部若しくは一部が解除となるか又は未締結となった場合に、当該構成企業の地位を市が承諾する他の構成企業又は第三者に引き継がせるなどの方法により、本事業の円滑な実施が行われるよう、最大限努力する。
 - (2) 代表企業は、本契約で規定する構成企業の債務のすべてについて、構成企業と連帯して責任を負う。
 - (3) 代表企業は、本契約で規定する各業務を担当する構成企業による当該業務の履行の確保が困難となった場合は、事前に当該業務の履行を確保するための措置の内容を市に説明し市の承諾を得たうえで、当該措置を行うものとする。
- 5 構成企業は（代表企業である構成企業を除く。）、設計業務、建設業務、工事監理業務、解体撤去業務又は保守管理業務のうちの自己の担当する業務についてのみ履行の責任を負うものとする。ただし、構成企業は、本事業全体が円滑に実施されるよう努力する義務を負うものであり、本契約で規定する各業務を担当する構成企業各自による当該業務の履行の確保が困難となった場合は、事前に当該業務の履行を確保するための措置の内容を市に説明し市の承諾を得たうえで、代表企業とともに当該措置を行うものとする。
- 6 建設業務に関して構成企業が共同企業体を組成し、あるいは設計業務、建設業務、工事監理業務、解体撤去業務又は保守管理業務に関して、構成企業が共同企業体を組成せず各業務を共同して受注し、共同して業務を実施する場合、当該共同企業体の構成員である構成企業あるいは共同受注をした構成企業は、各業務ごとに相互に協力して当該業務を実施するものとし、当該業務に関する本契約に基づく債務（第 34 条及び第 50 条に基づく債務を含む。）のすべてについて、相互に連帯して責任を負うものとする。
- 7 構成企業は、本契約に定めのない事項についても、本事業の円滑な遂行のため、市に協力し、また、構成企業、再受託者又は再請負人、その他本事業に関して構成企業が使用する一切の第三者（当該受託者又は請負人からの受託者及び請負人並びにその後の一切の下位の受託者及び下請負人を含む。）をして協力させるものとする。
- 8 本契約において定める、構成企業、再受託者又は再請負人、その他本事業に関して構成企業が使用する一切の第三者（当該受託者又は請負人からの受託者及び請負人並びにその後の一切の下位の受託者及び下請負人を含む。）の市に対する協力に関して生じた費用は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て構成企業の負担とする。
- 9 市は、本契約に定める通知及び報告の受領、確認及び立会いを理由として、本事業について構成企業がなすべき義務の履行に関する何らの責任も負担しない。

(本事業の概要)

第 4 条 本事業は、新設保育所等設計業務、既存建物等の解体撤去業務並びに新設保育所等建設業務を含む施設整備業務、及び新設保育所等の保守管理業務により構成される。

2 本事業の概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 構成企業は、本契約、実施方針、入札説明書等及び構成企業提案等に基づき、事業計画を策定し、市に提出する。
- (2) 設計企業は、本契約、実施方針、入札説明書等、構成企業提案等及び別紙 1 記載の事業日程に基づき、新設保育所等の基本設計及び実施設計を行うとともに、本事業の実施に必要な許認可及び各種申請等の行政手続（開発協議を含む）、新設保育所職員及び市民（入所児童の保護者や近隣住民など）への説明会等の実施を行う。
- (3) 解体撤去企業は、本契約、実施方針、入札説明書等、構成企業提案等、別紙 1 記載の事業日程及び第 19 条に定める施工計画書等に基づき、アスベスト含有材の調査、既存建物等の解体撤去に関する設計を行い、既存建物等を解体撤去する。
- (4) 建設企業は、本契約、入札説明書等、構成企業提案等、別紙 1 記載の事業日程、第 19 条に定める施工計画書等及び第 12 条に定める基本設計及び実施設計に基づき、新設保育所等を建設・整備するとともに備品の調達、開業準備を行う。
- (5) 建設企業は、第 33 条に定める市による完了確認書の交付後、新設保育所等の所有権を市に移転し、引き渡す。
- (6) 工事監理企業は、本契約、実施方針、入札説明書等、構成企業提案等、別紙 1 記載の事業日程、第 19 条に定める施工計画書等及び第 12 条に定める基本設計及び実施設計に基づき、新設保育所等の建設・整備に関する工事監理を実施する。
- (7) 保守管理企業は、本契約、実施方針、入札説明書等、構成企業提案等、別紙 1 記載の事業日程、第 43 条に定める保守管理計画に基づき、新設保育所等の建物、設備、備品の保守管理業務を実施するとともに、その他これらの保守管理業務を実施する上で必要な関連業務を行う。

(事業日程)

第 5 条 本事業は、別紙 1 記載の事業日程に従って実施されるものとする。

(構成企業の資金計画)

第 6 条 本事業について構成企業のなすべき義務の履行に関連する一切の費用は、すべて構成企業の負担とし、かつ、その費用に充てるために必要な資金の調達はすべて構成企業が自己の責任においてなすものとする。

2 市は、本事業に関して、構成企業に対して補助、出資、債務保証その他の財務上又は金融上の支援を行わない。

3 市及び構成企業は、本事業に関して、国の補助金及び交付金その他の財政上又は金融上

の支援が受けられる可能性があるときは、その対応を協議し、相互に協力し合うものとする。

(許認可及び届出)

第 7 条 本事業に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、構成企業が自らの責任及び費用において取得し、また、本事業に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の届出についても構成企業が自らの責任及び費用において提出するものとする。ただし、市が取得すべき許認可、市が提出すべき届出は除く。

2 構成企業は、前項の許認可及び届出に際しては、市に書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。

3 市は、構成企業からの要請がある場合、構成企業による許認可の取得、届出に必要な資料の提出、その他市が構成企業にとって必要と判断する事項について協力するものとする。構成企業は、市からの要請がある場合は、市による許認可の取得、届出に必要な資料の提出、その他市が必要とする事項について協力するものとする。

(建設に伴う各種調査)

第 8 条 市は、市が実施し、かつ、入札説明書等に本事業地の測量、調査等の結果を添付していた場合において、実施方法又は結果に誤りがあったときは、当該誤謬に相当因果関係のある損害について、その責任を負うものとする。ただし、設計企業、解体撤去企業又は建設企業が本条第 3 項に定める通知及び確認義務を怠り、そのために損害が生じた場合はこの限りではない。

2 設計企業、解体撤去企業及び建設企業は、本契約、実施方針、入札説明書等及び構成企業提案等に従い、本工事に必要な測量調査、地質調査、アスベスト含有材調査、電波障害調査、周辺地域に対する家屋調査、その他の調査（以下「調査等」という。）を自らの責任と費用負担において行うものとする。また、設計企業、解体撤去企業及び建設企業は調査等を行う場合、市に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査を終了したときは当該調査に係る報告書を作成し、市に提出して、その確認を受けなければならない。なお、市が当該確認を行ったことは、市において設計企業、解体撤去企業及び建設企業の調査の相当性を確認するものではなく、これにより市は何らの責任も負担しない。

3 設計企業、解体撤去企業及び建設企業は、前項に定める調査等を実施した結果、市の調査等の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、市と設計企業、解体撤去企業及び建設企業は、その対応につき協議するものとする。

4 設計企業、解体撤去企業及び建設企業が第 2 項に基づき合理的な調査等を行ったと市が認める場合において、当該調査の結果、なお本事業地に事前に予期することができない地質障害、地中障害物、土壌汚染、アスベスト含有材、埋蔵文化財等が発見された場合

においては、これに起因して発生する構成企業の増加費用又は損害については合理的な範囲内で市が負担するものとし、負担方法については各構成企業と協議する。この場合において、各構成企業は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

(建設に伴う近隣対策)

第 9 条 構成企業は、本工事に先立って、自らの責任と費用負担において、近隣住民等に対して、構成企業提案等の内容、その他本事業を実施するにあたって近隣説明として合理的な範囲の事項につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。市は、必要と認める場合には、構成企業が行う説明に協力するものとする。

2 構成企業は、自らの責任及び費用において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害、宮水対策、その他の本工事が近隣住民等の生活・経済環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、構成企業は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

3 構成企業は、近隣対策の不調を理由として構成企業提案等の内容の変更をすることはできない。ただし、構成企業が構成企業提案等の内容を変更しない限り、更なる調整によっても近隣住民等の理解が得られないことを明らかにして市に協議を申し入れた場合、市は構成企業との協議に応じるものとし、協議の結果、市においてやむを得ないと認める場合には、構成企業に対し構成企業提案等の内容の変更を承諾することができる。

4 近隣対策の結果、新設保育所等の竣工の遅延が見込まれる場合において、構成企業が請求した場合には、市及び構成企業は協議を行い、同協議の結果、市が別紙 1 記載の事業日程を変更する必要を認めた場合には、市は、同日程を変更することができる。

5 近隣対策の結果、構成企業に生じた費用及び損害（近隣対策の結果、別紙 1 記載の事業日程が変更されたことによる費用増加も含む。）については、構成企業が負担するものとする。ただし、新設保育所等を設置すること自体、又は市が入札説明書等において構成企業に提示した条件に関する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因し、構成企業に生じた費用及び損害は、合理的な範囲内で市が負担するものとし、負担方法については各構成企業と協議する。この場合において、各構成企業は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

6 構成企業は、新設保育所等の整備の状況を広く市民に対し説明するため、次の各号に掲げる業務を実施しなければならない。なお、(2)号の開催にあたっては、安全の確保に万全を期さなければならないものとする。

- (1) 設計内容に関する説明会の開催
- (2) 現地見学会の実施
- (3) その他の情報発信

第3章 本事業地の使用許可

(事業地の使用許可)

第10条 市は、構成企業に対して、次条に定める使用許可期間の間、本事業地につき無償での使用を許可する。

- 2 構成企業は、本事業遂行の目的以外で本事業地を使用してはならない。
- 3 構成企業は、本事業地が市有財産であることを常に配慮し、善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

(使用許可期間)

第11条 本事業地の使用許可期間は、別紙1記載の既存建物等の解体工事着工日から、別紙1記載の新設保育所等の所有権移転・引渡し日までとする。

第4章 新設保育所等の設計

(設計)

第12条 設計企業は、本契約、実施方針、入札説明書等及び構成企業提案等に従い、自らの費用と責任において、新設保育所等の基本設計及び実施設計を行うものとし、新設保育所等の基本設計及び実施設計に関する一切の責任を負担する。なお、設計企業は、新設保育所等の基本設計・実施設計を行うに際して、八幡保育所、桜ヶ丘保育所に勤務する職員等、保育所の運営に従事する職員からの意見収集を行い、市の承諾のもと、これを可能な限り基本設計・実施設計に反映させるものとする。

- 2 設計企業は、別紙1の事業日程に従って本契約締結後速やかに、別紙5記載の書類を市に提出し、その承諾を得なければならない。
- 3 設計企業は、別紙5記載の書類について市の承諾を得た後、速やかに新設保育所等の基本設計を開始し、別紙5記載の書類のうち全体業務工程表に従い市による進捗状況の確認を受けるとともに、全体業務工程表に基づき、基本設計完了時に、別紙6の「1」記載の図書を市に提出する。市は、提出された図書について、その内容に応じ別途市が定める日までに確認し、変更すべき点がある場合には設計企業に通知するものとする。なお、基本設計は、当該変更通知を踏まえた修正の完了を市が確認した段階で完了するものとし、市による当該変更通知は、第14条に規定する設計変更には該当しないものとする。

- 4 設計企業は、前項による市の確認後速やかに、新設保育所等の実施設計を開始し、全体業務工程表に従い市による進捗状況の確認を受けるとともに、全体業務工程表に基づき、実施設計完了時に、別紙6の「2」記載の図書を市に提出する。市は、提出された図書について、その内容に応じ別途市が定める日までに確認し、変更すべき点がある場合には設計企業に通知するものとする。なお、実施設計は、当該変更通知を踏まえた修正が完了した段階で完了するものとし、市による当該変更通知は、第14条に規定する設計変更には該当しないものとする。
- 5 市は、新設保育所等の設計の進捗状況について、随時設計企業から報告を受けることができるものとする。
- 6 市は、第3項の図書が要求水準書又は構成企業提案書に反し、又は第4項の図書が要求水準書、構成企業提案書又は基本設計に反する場合、設計企業に対してその旨を通知し、是正を求めるものとし、設計企業はこれに従い自己の費用と責任をもって是正を行い、市の確認を受けなければならない。
- 7 前項の是正要求に対し、設計企業は意見陳述を行うことができ、市が合理性を認めた場合は、市は是正要求を撤回する。
- 8 市は、第3項及び第4項の図書を設計企業から受領したこと、設計企業の求めに応じてそれらの図書を確認したこと、第5項の報告を受けたことを理由として、設計及び本工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(長期的耐久性等)

第13条 設計企業は、ファシリティマネジメントの観点から、新設保育所が保守管理業務期間後においても、少なくとも税法上の減価償却期間を超え、構造材の耐用年数に応じた年数に亘り使用されることを前提とし、躯体及び基礎等の主要構造部分の品質・耐久性が客観的に予測不可能な事態が生じない限り当該期間において十分確保されるよう、設計するものとする。

(設計の変更)

- 第14条 市は、必要があると認める場合、新設保育所等の設計変更を設計企業に対して求めることができ、設計企業は、これを拒否する合理的な理由がない限り、応じなければならない。設計企業は、設計変更の要求を受けてから14日以内に検討の結果を市に通知し、市と協議するものとする。ただし、市は、原則として工事期間の変更を伴う設計変更又は構成企業提案の範囲を著しく逸脱する設計変更を設計企業に対して求めることはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市が工事期間の変更を伴う設計変更又は構成企業提案の範囲を逸脱する設計変更の提案を行う場合には、設計企業は、その当否及び費用負担について市との協議に応じるものとする。

- 3 市の求めにより設計変更する場合においては、当該変更により構成企業の費用に増減が生じたときは、市は、合理的な範囲内で当該増加費用相当分を第 52 条記載の対価とは別に追加負担し、又は当該減少費用相当分について第 52 条記載の対価から減額するものとする。ただし、市の設計変更が設計企業の作成した設計図書の不備、瑕疵による場合又は構成企業の調査の誤りないしは不足による場合等、構成企業の責めに帰すべき事由による場合には、構成企業が当該費用を負担する。
- 4 設計企業は、事前に市へ報告を行い、その承諾を得た場合を除き、新設保育所等の設計変更を行うことはできないものとする。
- 5 前項に従い設計企業が事前に市へ報告を行い、その承諾を得て新設保育所等の設計変更を行う場合、当該変更により構成企業に追加的な費用が発生したときは、構成企業が当該費用を負担するものとする。
- 6 不可抗力又は法令改正等により、設計企業が市の承諾を得て設計変更を行う場合、当該変更により構成企業に増加費用又は損害が発生したときは、第 58 条又は第 59 条の定めのとおりとする。
- 7 第 3 項及び第 6 項により市が構成企業に生じた増加費用又は損害を負担する場合、負担方法については各構成企業と協議するものとし、各構成企業は、増加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

(第三者への設計委託)

- 第 15 条 設計企業は、新設保育所等の設計の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 前項にかかわらず、設計企業は、新設保育所等の設計業務のうち構造設計業務に関してのみ、第三者に委託又は請け負わせしめることができる。設計企業は、新設保育所等の構造設計業務を第三者に委託又は請け負わせしめる場合、あるいは新設保育所等の構造設計業務を受託又は請け負った第三者（設計企業から直接受託又は請け負った者に限られない）がさらに別の第三者に新設保育所等の構造設計業務を委託又は請け負わせしめる場合には、それら契約の当事者間で締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。
 - 3 設計企業が、委託を受け又は請け負った新設保育所等の設計業務のうち構造設計業務を、再受託者又は再請負人に委託又は請け負わせしめた場合、その他本事業に関して設計企業が使用する一切の第三者（当該受託者又は請負人からの受託者及び請負人並びにその後の一切の下位の受託者及び下請負人を含む。）の責めに帰すべき事由は、すべて当該再委託又は再請負を行った設計企業の責めに帰すべき事由とみなして設計企業が責任を負担する。
 - 4 市は、前項に基づき設計企業が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、設計企業に対して、賠償した金額を求償することができる。設計企業は、市からの請求

を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

第5章 既存建物等の解体撤去

(既存建物等の解体撤去)

- 第16条 解体撤去企業は、本契約、実施方針、入札説明書等及び構成企業提案等に従い、自らの費用と責任において、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他適用される法令を遵守して、既存建物等を解体の上、撤去するものとする。
- 2 既存建物等の解体撤去業務に関して発生した事由により、本契約の建設期間の変更や工事中止、建設業務の内容の変更、その他本事業に影響が及んだ場合には、当該事由の発生原因に応じて本契約の各条項を適用する。
 - 3 解体撤去企業は、本契約、実施方針、入札説明書等及び構成企業提案等に従い、既存建物等の解体撤去に必要なアスベスト含有材調査その他の調査を自らの責任と負担において行うものとする。
 - 4 前項のアスベスト含有材調査の結果、既存建物等にアスベスト含有材が含まれていないことが確認できた場合、解体撤去企業は、当該調査方法及び調査結果を市に報告して、市の確認を受けるものとする。解体撤去企業の当該調査方法及び調査結果が、本契約、実施方針、入札説明書等及び構成企業提案等の内容に従っていないと市が判断した場合は、市は解体撤去企業に対して再調査の勧告を行い、速やかに解体撤去企業に再調査を求めるものとし、解体撤去企業は、自らの責任と負担において、速やかに再調査を実施し、再度、当該再調査方法及び再調査結果を市に報告して、市の確認を受けなければならない。
 - 5 市が前項の調査方法及び調査結果を確認し、その内容を合理的かつ相当であると認め、解体撤去企業に対しその旨の通知をした場合は、市及び代表企業は、市が代表企業に対し、第52条に定める設計・施工等のサービス対価を支払うに際し、実施が不要となったアスベスト含有材除去費用相当額を控除して支払う方法により、アスベスト含有材除去費用相当額の精算を行うものとする。

第6章 新設保育所等の建設工事

(建設工事)

- 第 17 条 建設企業は、本契約、実施方針、入札説明書等、及び構成企業提案等、別紙 1 記載の事業日程、第 19 条に定める施工計画書等並びに第 12 条に規定する基本設計及び実施設計に従って、自らの費用と責任において、本工事を行う。
- 2 建設企業は、工事施工状況を毎月市に報告すると共に、市から要請があった場合には施工の事前説明及び事後報告を行わなければならない。
 - 3 市は、建設企業又は建設企業が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、何時でも工事現場において施工状況を確認できるものとする。
 - 4 建設企業は、工事中の、近隣住民等及び通行人への安全対策について万全を期さなければならない。
 - 5 建設企業は、工事を円滑に推進できるように、新設保育所等の関係者に対しては工事状況の説明及び調整を、近隣住民に対しては工事状況の説明を十分行わなければならない。
 - 6 建設企業は、別紙 7 に規定する書類を該当事項に応じて遅滞なく市に提出しなければならない。
 - 7 市は、本条に規定する建設企業からの説明、報告等の受領、市の立会、確認等が実施されたことを理由として、新設保育所等の建設及び整備の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(法規等の遵守)

- 第 18 条 建設企業は、関係法規等を遵守のうえ、本工事を施工しなければならない。

(施工計画書等)

- 第 19 条 建設企業は、本工事着工前に施工計画書（本工事の全体工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。）を作成し、市に提出するものとする。施工計画書の提出後に修正が必要となった場合、建設企業は、市と協議し、市の確認を得たうえで、これを修正し、遅滞なく修正後の施工計画書を市に提出するものとする。

(工事記録等)

- 第 20 条 建設企業は工事現場に工事記録及び施工体制台帳を常に整備しておかなければならない。

(諸室別設備・備品等の設置)

- 第 21 条 建設企業は、市による新設保育所等の竣工確認までに、諸室別設備・備品等を所定の位置に搬入・設置するものとする。
- 2 建設企業は、前項に規定する諸室別設備・備品等の搬入・設置にあたっては、あらかじめ市と設置場所等について協議を行わなければならない。

(第三者への建設の請負)

第 22 条 建設企業は、本工事を第三者に請け負わせる場合、あるいは本工事を請け負った第三者（建設企業から直接請け負った者に限られない）がさらに別の第三者に請け負わせる場合には、それら請負の当事者間で締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、建設企業以外の第三者が本工事の全部又は大部分を請け負うことがないようにしなければならない。

- 2 建設企業が、委託を受け又は請負った業務の一部を、再受託者又は再請負人に委託又は請け負わせしめた場合、その他本事業に関して建設企業が使用する一切の第三者（当該受託者又は請負人からの受託者及び請負人並びにその後の一切の下位の受託者及び下請負人を含む。）の責めに帰すべき事由は、すべて当該再委託又は再請負を行った建設企業の責めに帰すべき事由とみなして建設企業が責任を負担する。
- 3 市は、前項に基づき建設企業が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、建設企業に対して、賠償した金額を求償することができる。建設企業は、市からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

(工事監理業務)

第 23 条 工事監理企業は、工事監理業務を、自らの責任及び費用負担にて実施する。

- 2 工事監理企業は、適切な工事監理者を設置し、工事着工前に市に届け出てその承諾を得なければならない。
- 3 工事監理者は、市に対し、工事監理の状況を市に毎月報告するとともに、市の要請があれば、随時報告を行うものとする。
- 4 工事監理企業は、工事監理業務の全部又は一部を委任し、又は請け負わせてはならない。

(建設期間)

第 24 条 建設企業は別紙 1 における建設期間内に工事を実施しなければならない。ただし、建築確認申請以外の関係官署協議又は近隣説明に起因して遅延が見込まれる場合には、速やかに市と協議し、適切な対応を図るものとする。

(建設期間の変更)

第 25 条 市が建設企業に対して建設期間の変更を請求した場合、市と建設企業は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

- 2 建設企業が不可抗力事由又は建設企業の責めに帰すことのできない事由により建設期間を遵守できないことを理由として建設期間の変更を請求した場合、市と建設企業は協議により当該変更の当否を定めるものとする。
- 3 前 2 項において、市と建設企業の間において協議が整わない場合、市が前 2 項の協議の

結果を踏まえて合理的な建設期間を定めるものとし、建設企業はこれに従わなければならない。

(建設期間の変更による費用等の負担)

第 26 条 市の責めに帰すべき事由により建設期間を変更した場合、当該変更に伴い構成企業が負担した増加費用及び構成企業が被った損害は合理的な範囲内で市が負担するものとする。

- 2 建設企業の責めに帰すべき事由により建設期間を変更した場合、当該変更に伴い市が負担した増加費用及び市が被った損害は合理的な範囲内で建設企業が負担するものとする。
- 3 市及び建設企業のいずれの責めにも帰すべからざる事由により建設期間を変更した場合、構成企業に生じた増加費用及び損害の負担については、第 58 条の規定に従うものとする。
- 4 第 1 項及び第 3 項により市が構成企業に生じた増加費用又は損害を負担する場合、負担方法については各構成企業と協議する。また、各構成企業は、増加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

(工事の中止)

第 27 条 市は、必要があると認める場合、その理由を添えて建設企業に通知することにより、本工事の全て又は一部を一時中止させることができる。

- 2 市は前項の規定により本工事を一時中止させた場合、必要があれば建設期間を変更するものとする。ただし、本工事の一事中止が構成企業の責に帰すべき事由による場合を除く。
- 3 市は、第 1 項の規定により本工事を一時中止させた場合において、本工事の一時中止が市の責に帰すべき事由による場合には、建設企業が工事の再開に備え工事現場を維持し、又は作業員、建設用機械・器具等を保持するために必要となる費用、工事の一時中止に伴い発生する増加費用、工事の再開のために必要となる準備費用及び工事の一時中止により建設企業が被る損害について、合理的な範囲内の金額を負担するものとし、負担方法については建設企業と協議する。この場合において、建設企業は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 4 市が第 1 項の規定により本工事を一時中止させた場合において、本工事の一時中止が構成企業の責めに帰すべき事由による場合には、建設企業は、建設企業が工事の再開に備え工事現場を維持し、又は作業員、建設用機械・器具等を保持するために必要となる費用、工事の一時中止に伴い発生する増加費用、工事の再開のために必要となる準備費用及び工事の一時中止により構成企業が被る損害を負担するとともに、市に生じた増加費用ないしは損害について合理的な範囲内で負担する。
- 5 市が第 1 項の規定により本工事を一時中止させた場合において、本工事の一時中止が市及び構成企業のいずれの責めにも帰すべからざる事由による場合には、建設企業が工事の

再開に備え工事現場を維持し、又は作業員、建設用機械・器具等を保持するために必要となる費用、工事の一時中止に伴い発生する増加費用、工事の再開のために必要となる準備費用及び工事の一時中止により建設企業が被る損害の負担については、第 58 条の規定に従うものとする。

(危険負担等)

第 28 条 第 39 条に規定する新設保育所等の引渡日までに、新設保育所等の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他施工器具等が、不可抗力事由により滅失し、又はき損し、その結果、建設企業に追加費用又は損害が発生したときは、市及び建設企業は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、第 58 条に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合において、市の負担すべき追加費用又は損害の負担方法については建設企業と協議する。建設企業は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

2 前項の場合、本契約の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 滅失又はき損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、市及び建設企業は原則として第 61 条に従い本契約の全部又は一部を解除するものとする。ただし、建設企業が任意の判断で市の認める期間内に建設企業の費用負担において新設保育所等を本事業地に再施工する場合にはこの限りでない。
- (2) 前号の場合以外のき損の場合には、建設企業は新設保育所等を設計どおり修復して本事業地に建設するものとする。この場合に建設企業に生じる追加費用又は損害の負担については、前項を準用するものとし、市は、修復に要する合理的期間を限度として第 39 条に規定する引渡日の延長を認めるものとする。
- (3) 前 2 号の場合、市は建設企業に対し、損害賠償の請求は行わない。

(新設保育所等の瑕疵担保責任)

第 29 条 市が新設保育所等の引渡しを受けた日から 10 年が経過するまでの間に新設保育所等のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 87 条第 1 項、第 88 条第 1 項、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令 64 号）第 6 条に定める部分、及びその他外部から確認できない新設保育所等の隠蔽部分についての瑕疵が発見されたときには、建設企業は、当該瑕疵を補修するものとする。また、新設保育所、附帯施設並びに外構等のうち新設保育所の敷地の外回りの塀及び門については市への所有権移転・引渡しの日から 5 年が経過するまでの間、それ以外の外構等及び諸室別設備・備品等については市への所有権移転・引渡しの日から 2 年が経過するまでの間に瑕疵が発見されたときには、建設企業は、当該瑕疵を補修するものとする。ただし、当該瑕疵が市の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市が新設保育所等の引渡しを受けた日から 10 年が経過する

までの間に、構成企業の故意又は重過失に起因する新設保育所等の瑕疵が発見された場合、建設企業は、第1項本文の補修義務を負うものとする。

- 3 前二項において、建設企業が瑕疵補修義務を負うにもかかわらず、建設企業が瑕疵の補修をすることができない場合、構成企業は、第三者をして当該瑕疵を補修させるものとする。ただし、市は合理的な理由があるときは、自ら瑕疵を補修することができるものとする。
- 4 建設企業は、市が、当該瑕疵に起因して被った一切の損害（前項ただし書の規定に基づき市が当該瑕疵を補修するために使用した第三者に対して支払うべき報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならず、この場合、市は、第52条に基づき支払われる設計・施工等のサービス対価から当該損害額を控除して、代表企業に支払うことができるものとする。
- 5 市は、新設保育所等の引渡しの際に第1項又は第2項の瑕疵があることを知ったときは、第1項及び第2項にかかわらず、その旨を直ちに建設企業に通知しなければ、当該瑕疵の補修又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、構成企業がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。

（市による本工事の実施状況の監視・監査）

第30条 市は、建設企業が本契約に基づき本工事を実施していることを確認するため、定期的及び必要の都度、随時に監視及び監査を実施できる。

- 2 建設企業の整備する新設保育所等の水準が、本契約、実施方針、入札説明書等及び構成企業提案等に客観的に合致しないことが判明した場合、市はその旨を建設企業に対して通知したうえ、建設企業に対し弁明の機会を与えるものとする。
- 3 前項の弁明を受けてなお本契約、実施方針、入札説明書等及び構成企業提案等に合致しないと市が判断した場合、市は建設企業に対して是正勧告を行い、是正策の速やかな提出及び実施を求めることができるものとし、建設企業はこれに従わなければならない。
- 4 建設企業は建設期間中、建設企業が実施する新設保育所等の検査又は試験について、市に対し、事前に通知しなければならない。市は当該検査又は試験に立会うことができる。
- 5 建設企業は、第1項又は第4項による市の監視・監査又は立会いの実施を理由として、新設保育所等の整備の全て又は一部につき、何ら責任を減免されない。

（竣工検査）

第31条 工事監理企業は、自らの責任及び費用において、新設保育所等の竣工検査並びに諸室別設備・備品等に属する機器の試運転等を実施するものとする。

- 2 工事監理企業は、前項の竣工検査及び試運転等を実施しようとする場合には、それらの実施日の7日前までに、市に通知しなければならない。
- 3 市は工事監理企業が実施する竣工検査及び試運転等に立会うものとする。

- 4 工事監理企業は、市に対して竣工検査及び試運転等の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。
- 5 工事監理企業は、設備等の取扱いに関する市への説明を、第1項の試運転とは別に実施しなければならない。
- 6 工事監理企業は、第3項、第4項、第5項による市の立会い、市への報告、説明を理由として、新設保育所等の工事監理業務の全て又は一部につき、何ら責任を減免されない。

(市による完工確認)

第32条 市は、前条に規定する工事監理企業による竣工検査及び諸室別設備・備品等の試運転等の終了後、建設企業から別紙8の工事完成図書の提出を受けた上で、建設企業及び工事監理者の立会いを求め、別紙6の設計図書及び別紙8の工事完成図書と新設保育所等の状況とを照合することにより、完工確認を実施するものとする。

- 2 前項の照合により新設保育所等の状況が、本契約、実施方針、入札説明書等及び構成企業提案等の内容を逸脱していることが判明した場合には、市はその旨を建設企業及び工事監理企業に対して通知したうえ、弁明の機会を与えるものとする。
- 3 前項の弁明を受けてなお本契約、入札説明書等及び構成企業提案等に合致しないと市が判断した場合、市は建設企業に対して是正勧告を行い、速やかに建設企業に当該箇所については是正を求めるものとし、建設企業は自己の負担において速やかに当該箇所を是正し、再度第1項の完工確認を受けなければならない。
- 4 第2項の逸脱が生じた原因が市の責めに帰すべき事由に基づく場合には、前項にかかわらず、是正に要する合理的費用は、市の負担とする。

(市の完了確認書の交付)

第33条 市は、前条による完工確認の後、建設企業から建築基準法第7条第5項に規定する検査済証、引継書の提出を受けた日から3開庁日以内に、建設企業に対し完了確認書を交付する。

- 2 新設保育所等の市への所有権移転・引渡しは、前項に規定する完了確認書が建設企業に交付されない限り実施できないものとする。
- 3 前条による完工確認及び本条による完了確認書の交付は、本契約に基づき建設企業が負担すべき瑕疵担保等の責任を免除又は軽減するものではない。

(設計企業、建設企業又は工事監理企業が第三者に与えた損害)

第34条 設計企業、建設企業又は工事監理企業が本事業の実施に関し第三者に損害を与えた場合、当該構成企業は、法令に基づき当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち当該第三者又は市の責めに帰すべき理由により生じたものを除く。

- 2 構成企業は、前項の損害賠償を賄うため、本工事の着工予定日までに別紙 12 に規定する保険に加入し、市に対して当該保険証券を提示した上、原本の写しであることを証する旨の作成者の文言及び押印のある当該保険証券の写しを交付しなければならない。

第 7 章 契約保証金等

(契約保証金等)

第 35 条 建設企業は契約保証金として、次の(1)号に掲げる金額を市に納付しなければならない。保守管理企業は、次の(2)号に掲げる金額を市に納付しなければならない。

- (1) 設計・施工等のサービス対価並びに保守管理等のサービス対価のうち備品調達業務及び開業準備業務にかかる対価の合計額の 3%相当額以上の金額
 - (2) 保守管理等のサービス対価から備品調達業務及び開業準備業務にかかる対価を控除した残額の総額を支払年数で除した金額の 3%相当額以上の金額
- 2 前各号の契約保証金の納付時期は、本契約締結と同時とする。
 - 3 第 1 項に従い納付された契約保証金は、次の各号に規定する時期に、建設企業又は保守管理企業の請求に基づき返還する。
 - (1) 第 1 項第 1 号の契約保証金については、新設保育所等の市への所有権移転・引渡しの後、建設企業の請求を受けて速やかに
 - (2) 第 1 項第 2 号の契約保証金については、本契約の終了後、保守管理企業の請求を受けて速やかに
 - 4 建設企業が、本契約の履行を保証する市を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を市に提出したときは、第 1 項第 1 号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第 1 項第 1 号に掲げる金額とする。
 - 5 保守管理企業が、本契約の履行を保証する市を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を市に提出したときは、第 1 項第 2 号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第 1 項第 2 号に掲げる金額とする。
 - 6 前項の履行保証保険は、毎事業年度の更新とすることもできるものとする。
 - 7 建設企業及び保守管理企業は、第 1 項の契約保証金の納付に代えて、神戸市契約規則第 8 条の規定による有価証券を担保として市に提供することができる。
 - 8 市は、第 1 項により納付された保証金、第 4 項により契約保証金の代わりに市に提供された有価証券等の換価金、並びに第 5 項及び第 6 項に従い加入された履行保証保険の受領済保険金を、建設企業又は保守管理企業のそれぞれの本契約の債務不履行に基づく損害金、本契約の解除による違約金及び損害金に充当できるものとする。

第 8 章 新設保育所等の保守管理業務の準備

(保守管理企業による保守管理体制整備)

第 36 条 保守管理企業は、新設保育所等の所有権移転・引渡しまでに、保守管理業務に関わる仕様書を作成しなければならない。

- 2 保守管理企業は、自らの費用と責任において、新設保育所等の保守管理に必要な能力を有する要員及び資機材を確保しなければならない。
- 3 保守管理企業は、前項に規定する要員及び資機材を確保し、かつ、市の確認を経た保守管理業務に関わる仕様書に従い新設保育所等を保守管理することが可能となった時点で、市に対し通知する。

(市による保守管理体制の確認)

第 37 条 市は、新設保育所等の所有権移転・引渡し前に、保守管理企業が提出した保守管理体制に関する資料（保守管理業務に関わる仕様書を含む）を検討して、前条に規定する保守管理企業の保守管理体制の確認を行う。

- 2 市は、本契約、実施方針、入札説明書等及び構成企業提案等に照らし、保守管理企業の保守管理体制が不十分であると認める場合には、当該内容を速やかに保守管理企業に通知したうえ、保守管理企業に対し弁明の機会を与えるものとする。
- 3 前項の弁明を受けてなお本契約、実施方針、入札説明書等及び構成企業提案等に合致しないと考える場合、市は保守管理企業に対して是正勧告を行い、保守管理企業は当該内容について速やかに適切な処置を行った上で、市に対し再度第 1 項の確認を求め、これを受けなければならない。
- 4 市は、第 1 項の確認を行い、かつ、保守管理企業が別紙 12 に規定する保険に加入し、市に対して当該保険証券が提示された上、真正証明文言を付した当該保険証券の写しが市に提出された後、保守管理企業に速やかに保守管理体制確認書を交付する。
- 5 前項に規定する保守管理体制確認書が構成企業に交付されない限り、建設企業は新設保育所等の所有権移転・引渡しを行うことはできず、保守管理業務も開始されないものとする。

(保守管理業務開始の遅延)

第 38 条 新設保育所等の保守管理業務の開始が別紙 1 に定める供用開始日より遅れた場合で、その責任が構成企業にあるときは、責任のある構成企業は、市に対し、遅延日数に応じ、1 事業年度の保守管理等のサービス対価から備品調達業務及び開業準備業務にかかる対価を控除した残額の 1000 分の 1 に相当する額を違約金として支払うものとする。ただ

し、市が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、市は、かかる超過額について別途帰責性のある構成企業に対して損害賠償請求を行うことができる。

- 2 前項の場合で、その責任が市にあるときは、市は、構成企業に生じた増加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については構成企業と協議する。この場合において、構成企業は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

第9章 新設保育所等の市への所有権移転・引渡し

(所有権移転・引渡し)

第39条 新設保育所等の所有権移転・引渡し日は平成26年3月1日とする。ただし、第25条の規定により第24条に規定する建設期間の延長が認められた場合には、当該建設期間の延長日数と同日数延期されるものとする。

- 2 建設企業は、所有権移転・引渡し日から保守管理業務開始日までの間、善良な管理者の注意をもって新設保育所等を管理しなければならない。

(所有権移転・引渡しの遅延)

第40条 構成企業の責に帰すべき事由により、前条に定める所有権移転・引渡し日に所有権移転・引渡しが行われない場合、責任のある構成企業は、市に対し、遅延日数に応じ、一日につき設計・施工等のサービス対価並びに保守管理等のサービス対価のうち備品調達業務及び開業準備業務にかかる対価の合計額の1000分の1に相当する額を違約金として支払うものとする。ただし、市が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、市は、かかる超過額について別途帰責性のある構成企業に損害賠償請求を行うことができる。

第10章 新設保育所等の保守管理業務

(保守管理業務の基本方針)

第41条 保守管理企業は、次の各号に掲げる事項を基本方針として、自己の責任と費用において、保守管理業務を実施しなければならない。

- (1) 新設保育所における良好な教育環境を損なわないよう、作業時間、作業時期、作業方法等につき、市と十分に協議・調整すること。
- (2) 省資源・省エネルギーに努めること。

- (3) 廃棄物の抑制に努めること。
- (4) ライフサイクルコストの削減に努めること。
- (5) 新設保育所等の利用者が快適に過ごせる環境を保つこと。
- (6) 合理的な耐用年数の期間中、新設保育所等が良好な状態に保たれるように配慮すること

(保守管理業務の種別)

第 42 条 保守管理業務の種別は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 新設保育所等の保守管理業務
- (2) 新設保育所等を良好な状態で維持するのに必要となる点検及び修繕の提案
- (3) その他、前各号の業務を実施する上で必要な関連業務

(年間保守管理業務計画書)

第 43 条 保守管理企業は、事業年度ごとに、当該年度の業務が開始する 30 日前までに、市と協議の上、業務内容、実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した年間保守管理業務計画書を作成した上、市に提出するものとする。

- 2 年間保守管理業務計画書の項目及び内容については、別紙 9 に定めるところによる。
- 3 年間保守管理業務計画書は、合理的な理由に基づき市又は保守管理企業が請求し双方が書面により合意したときに限り、その内容を変更することができる。

(保守管理業務実施報告書)

第 44 条 保守管理企業は、保守管理の各業務に関する各種記録、法定の各種届出、許認可申請書類、各種点検、保守等報告書、図面、管理台帳を保守管理業務実施報告書として作成、保管するものとする。

- 2 保守管理業務実施報告書の項目及び内容については、別紙 10 に定めるところによる。
- 3 保守管理企業は、市から、保守管理業務実施報告書の提出を求められた場合には、速やかに提出するものとする。

(第三者への委託)

第 45 条 保守管理企業は、新設保育所等の保守管理業務を第三者に請け負わせ、又は委託する場合、あるいは新設保育所等の保守管理業務を請け負い、又は受託した第三者（保守管理企業から直接請け負い、又は受託した者に限られない）がさらに別の第三者に請け負わせ、又は委託する場合には、それら請けないしは委託の当事者間で締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、保守管理企業以外の第三者が新設保育所等の保守管理業務の全部を請け負い、又は受託することがないようにしなければならない。

- 2 保守管理企業が、委託を受け又は請負った業務の一部を、再受託者又は再請負人に委託又は請け負わせしめた場合、その他本事業に関して保守管理企業が使用する一切の第三者（当該受託者又は請負人からの受託者及び請負人並びにその後の一切の下位の受託者及び下請負人を含む。）の責めに帰すべき事由は、すべて当該再委託又は再請負を行った保守管理企業の責めに帰すべき事由とみなして保守管理企業が責任を負担する。
- 3 市は、前項に基づき保守管理企業が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、保守管理企業に対して、賠償した金額を求償することができる。保守管理企業は、市からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

（作業従事者）

第 46 条 保守管理企業は、保守管理業務を実施するにあたっては、適切で丁寧な作業を実施できるよう、業務遂行に最適と思われる作業従事者を選定しなければならない。

- 2 保守管理企業は、資格が必要な作業には、有資格者を選定し事前に市にその氏名及び資格を通知するとともに、当該資格を証明する書類の写しを提出しなければならない。
- 3 保守管理企業は、作業従事者をして、新設保育所職員との業務区分のもとに、新設保育所職員と連携して業務を実施させるとともに、新設保育所等の利用者及び来訪者並びに近隣住民等及び通行人（以下「新設保育所等の利用者等」という。）に対して不快感を与えないような服装・態度で接するよう十分指導監督しなければならない。
- 4 保守管理企業は、作業にあたっては、新設保育所等の利用者等の注意喚起のため、作業の内容を明示した看板を要所に表示するとともに、作業従事者をして作業服の胸に名札を付けさせなければならない。

（作業中の事故防止等）

第 47 条 保守管理企業は、業務に必要な諸法規を守り事故防止に万全を期し、万一事故により新設保育所等の利用者等若しくは作業従事者に被害又は器物の損傷が生じた場合には、迅速な救助、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

（非常時及び緊急時の対応）

第 48 条 保守管理企業は、事故・火災の発生等、非常及び緊急事態が発生した場合は、第 37 条第 1 項に基づき市の確認を経た保守管理業務仕様書に記載した対応方法に従って、関連業務の責任者又は作業従事者をして、速やかに現場に急行させ、人命確保、異常個所の修理復旧等の対策を講じさせなければならない。

- 2 前項の対応が保守管理業務仕様書に定める業務の範囲外である場合であって、保守管理企業に追加費用が生じた場合は、市は、合理的な範囲内の費用を負担するものとし、負担方法については保守管理企業と協議する。この場合において、保守管理企業は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。ただし、

事故・火災の発生等、非常及び緊急の事態の発生が、施設等の瑕疵、保守点検の不良、修繕更新の不足等構成企業の責に帰すべき事由に基づく場合には、保守管理企業が負担しなければならない。

(市による保守管理業務の実施状況の監視・監査)

第 49 条 市は、保守管理企業の保守管理業務の実施状況について、以下の各号の方法により、監視・監査を行うものとする。

(1) 第 44 条に規定する保守管理業務実施報告書等の検査

(2) 市職員による随時の現地立入検査

2 前項による市の監視・監査の結果、保守管理企業の提供する保守管理業務の水準が本契約、入札説明書等及び構成企業提案等に定める水準を充足していないことが判明した場合、市は当該内容を速やかに保守管理企業に通知したうえ、保守管理企業に対し弁明の機会を与えるものとする。

3 前項の弁明を受けてなお本契約、実施方針、入札説明書等及び構成企業提案等に定める水準を充足しないと考える場合、市は保守管理企業に対して是正勧告を行い、保守管理企業は是正策を速やかに提出し、市の承認を得てこれを実施しなければならない。

(保守管理企業が第三者に与えた損害)

第 50 条 保守管理企業が保守管理業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合、保守管理企業は、法令に基づき当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち当該第三者又は市の責めに帰すべき理由により生じたものを除く。

2 保守管理企業は、前項の損害賠償を賄うため、保守管理業務開始日の 30 日前までに、別紙 12 に規定する保険に加入し、市に対して当該保険証券を提示した上、真正証明文言を付した当該保険証券の写しを交付しなければならない。

第 11 章 本事業に係る対価の支払い

(本事業に係る対価の種類等)

第 51 条 市から構成企業への本事業に係る対価の支払いは、「設計・施工等のサービス対価」及び「保守管理等のサービス対価」の 2 種類とする。

2 市及び構成企業は、構成企業の市に対する本業務に係る対価の支払請求権が、不可分債権であることを確認する。

3 各構成企業は、代表企業に対し、各業務に係る対価に係る請求及び受領業務を委託し、代表企業はこれを受託する。代表企業及び各構成企業は、本契約が有効である限

り、本項の委託関係を解除、取消、撤回等理由の如何を問わず、解消することはできない。

- 4 前項の規定に従い、市は、当該業務を担当した企業が各構成企業のうち何人であるかを問わず、各業務に係る対価を、各構成企業から委託を受けている代表企業に対し、支払う。

(設計・施工等のサービス対価)

- 第 52 条 市は、設計・施工等のサービス対価として、別紙 11 の「1」の「設計・施工等のサービス対価」欄記載の金額を、別紙 11 の「2」「(2)」記載のとおり支払うものとする。
- 2 設計・施工等のサービス対価の支払額は、新設保育所等の所有権移転・引渡し日までに消費税法が変更され施行された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

(保守管理等のサービス対価)

- 第 53 条 市は、保守管理等のサービス対価として、別紙 11 の「2」「(3)」の「支払対象期」に「各期の支払総額」欄に記載した金額を支払うものとする。
- 2 保守管理等のサービス対価の支払額は、消費税法が変更され施行された場合、以後の保守管理等のサービス対価について、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。なお、著しい物価変動があった場合は、市及び構成企業において協議を行うこととする。
 - 3 市の責めに帰すべき事由に基づき保守管理業務の変更がなされた結果として、保守管理企業に増加費用又は損害が生じた場合には、その合理的な範囲内の金額については保守管理等のサービス対価を増額改定することにより市が負担する。

(所有権移転・引渡しの遅延と本事業に係る対価の支払)

- 第 54 条 保守管理業務の開始が保守管理業務開始日（新設保育所等の所有権移転・引渡し日である平成 26 年 3 月 1 日）より後になった場合には、別紙 11 の規定にかかわらず、保守管理等のサービス対価の支払日及び初回の支払額は、市及び構成企業において協議の上別途定めるものとする。但し、保守管理業務期間の終期は変更されず、遅延に伴い履行されなかった部分の保守管理等のサービス対価は支払われないものとする。

(保守管理等のサービス対価の支払中止)

- 第 55 条 市は、保守管理企業が本契約に規定する保守管理業務の一部を履行しなかった場合には、保守管理企業にあらかじめ通知して、当該履行されなかった部分に対応する保守管理等のサービス対価の支払を行わないものとする。

第 12 章 不可抗力及び法令改正等

(不可抗力事由による契約内容の変更等)

第 56 条 市及び構成企業が、本契約締結日以後の不可抗力事由により、本契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、市及び代表企業は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

- 2 市及び構成企業は、前項の通知がなされて以降、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行不能となった範囲で履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。
- 3 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力事由により新設保育所等への重大な損害が発生した場合、構成企業は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うものとする。
- 4 市及び代表企業は、第 1 項の通知を相手方から受領した場合、不可抗力事由により契約どおりに履行できなくなった業務について、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき速やかに協議を行うものとする。

(法令改正等による契約内容の変更等)

第 57 条 市及び構成企業が、本契約締結日以後の本事業に直接関係する法令の改正等により、本契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、市及び代表企業は、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

- 2 市及び構成企業は、前項の通知がなされて以降、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。
- 3 市及び代表企業は、第 1 項の通知を相手方から受領した場合、本事業に直接関係する法令の改正等に対応し、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用額につき速やかに協議を行うものとする。

(不可抗力事由による追加費用又は損害の負担)

第 58 条 不可抗力事由によって、構成企業に追加費用又は損害が生ずる場合、代表企業は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用又は損害の状況を市に通知しなければならない。

- 2 市及び構成企業は、前項の追加費用又は損害及び第 56 条第 4 項に基づく義務内容の変更に伴う構成企業の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害については、構成企業は、損害等のうち、施設整備業務に関して生じた損害等については、それらをすべて

累計し、設計・施工等のサービス対価並びに保守管理等のサービス対価のうち備品調達業務及び開業準備業務にかかる対価の合計額の1%に相当する金額に至るまで、保守管理業務に関して生じた損害等については一事業年度を通じて発生した損害等の額を案件ごとに累計し、当該事業年度における1年間の保守管理等のサービス対価から備品調達業務及び開業準備業務にかかる対価を控除した残額の1%に相当する金額に至るまでをそれぞれ負担し、これを超える金額については市が負担する。ただし、不可抗力事由に関して保険金が構成企業に支払われた場合には、当該保険金額相当額のうち上記構成企業の負担額を超える部分は市の負担額から控除する。

- 3 第56条第4項の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、不可抗力事由が生じた日から60日以内に市及び代表企業の協議が調わない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を代表企業に通知し、構成企業はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担についても前項を準用する。

(法令改正等による追加費用又は損害の負担)

第59条 本事業に直接関係する法令の改正等によって、構成企業に追加費用又は損害が生ずる場合、代表企業は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用又は損害の状況を市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の追加費用又は損害及び第57条第3項に基づく義務内容の変更に伴う構成企業の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担するものとし、負担方法については各構成企業と協議する。この場合において、各構成企業は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。なお、本事業に直接関係する場合以外の法令改正等による場合の構成企業に発生した追加費用及び損害については、構成企業の負担とする。

- 3 第57条第3項の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、本事業に直接関係する法令の改正等の交付日から60日以内に市及び代表企業の協議が調わない場合は、市が当該法令改正等に対する対応方法を代表企業に通知し、構成企業はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担についても前項を準用する。ただし、本事業の採算性に著しく影響を与える本事業に直接関係する法令の改正等の場合には、市及び代表企業は、本事業の継続の可能性を検討することを目的として、協議の期間を60日以上に延長できるものとする。

(事由の複合による追加費用又は損害の負担)

第60条 本契約に定める契約内容の変更事由の全部又は一部が複合してなされた契約変更起因して、市及び構成企業に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれの負担額については、その変更事由ごとに、変更に与えた影響度合いを算出し、これらを按分したうえで、各変更事由に定める市及び構成企業の負担割合を適用して、市、構成企業がそれぞれ

負担する追加費用及び損害の額を決定する。

(不可抗力による解除)

第 61 条 市及び構成企業は、不可抗力により相手方の本契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合においては、相互に本契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。

- 2 市は、不可抗力により本契約の履行ができなくなったと認める場合には、構成企業と協議のうえ、本契約の一部又は全部を解除することができる。ただし、新設保育所等が既に市に所有権移転・引渡し済みである場合には、既に構成企業が履行済みの部分については解除することができず、市は、新設保育所等の全部又は一部が不可抗力事由により滅失し、又は毀損した場合であっても、構成企業に対し、第 52 条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価並びに備品調達業務、開業準備業務及び当該解除の日までに履行された保守管理業務がある場合には当該履行済みの保守管理業務の対価に相当する保守管理等のサービス対価（日割計算するものとする。）の未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。また、新設保育所等が所有権移転・引渡し以前である場合には、本事業地上に存する建設中の新設保育所等の所有権は市に移転し、市は構成企業に対し、出来高部分の評価相当額を、解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。
- 3 本契約が、新設保育所等が市に引渡された後に第 2 項の規定により全部解除された場合、市は、未履行部分にかかる保守管理等のサービス対価の支払を免れる。
- 4 本契約が、新設保育所等が市に引渡された後に第 2 項の規定により一部解除された場合、市は、第 53 条に規定する保守管理等のサービス対価のうち解除された割合に相当する部分の支払を免れる。

(法令改正等による解除)

第 62 条 本事業に直接関係する法令の改正等によって、本事業の継続が不能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合、市は、構成企業と協議を行ったうえで、本契約を解除できる。

- 2 第 1 項により本契約が解除される場合の措置については、第 61 条第 2 項から第 4 項までを準用する。

第 13 章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第 63 条 本契約は契約の日から効力を生じ、平成 33 年 3 月 31 日をもって終了する。

(市による契約解除)

第 64 条 市は、構成企業が次の各号の一に該当するときは、何らの催告なく、本契約の全部ないし一部を解除することができる。ただし、新設保育所等が既に市に所有権移転・引渡済みである場合には、既に構成企業が履行済みの部分については解除することができない。

- (1) 支払の停止、破産、民事再生手続開始、会社更生若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理等の手続が着手され若しくはそのおそれがあるとき。
 - (2) 構成企業が振出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
 - (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てを受けたとき、公租公課を滞納し督促を受けて 1 か月以上滞納金の支払がなされないとき、又は滞納処分を受けたとき。
 - (4) 構成企業の責めに帰すべき事由により、連続して 30 日（構成企業が書面をもって説明し、市が認めた場合にあっては、相当の期間）以上、本事業を行わなかったとき。
 - (5) 構成企業の責めに帰すべき理由により、本契約の履行が不能となったとき。
 - (6) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると市が認めるべき相当の理由があるとき。
- 2 市は、構成企業が以下に掲げる事由に該当したときは、構成企業に対し、相当の期間を定めて催告した上で、本契約の全部ないし一部を解除することができる。ただし、新設保育所等が既に市に所有権移転・引渡済みである場合であって、既に構成企業が履行済みの部分については解除することができない。
- (1) 設計企業が、設計又は本工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は本工事に着手せず、相当の期間を定めて市が催告しても当該遅延について構成企業から市が満足すべき合理的な説明がないとき。
 - (2) 構成企業の責めに帰すべき事由により、建設期間内に新設保育所等が完成せず、かつ建設期間経過後 30 日以内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。
 - (3) 保守管理企業が、第 49 条第 3 項の是正勧告を受けたにもかかわらず、これを実施しないとき。
 - (4) 保守管理企業が、第 44 条に規定する業務報告書に著しい虚偽記載を行ったとき。
 - (5) その他、構成企業が本契約の各条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 3 市は、本事業を落札した構成企業が、本契約に関し、以下の各号のいずれかの事由に該当した場合、本契約を解除することができる。ただし、新設保育所等が既に市に所有権移転・引渡済みである場合には、既に構成企業が履行済みの部分については解除することができず、市は構成企業に対し、第 52 条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価並びに備品調達業務、開業準備業務及び当該解除の日までに履行された保守管理業務がある場合には当該履行済みの保守管理業務の対価に相当する保守管理等のサービス対価

- (日割計算するものとする。)の未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は構成企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 構成企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (3) 構成企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
 - (4) その他構成企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 4 市は、構成企業が、以下の各号のいずれかの事由に該当した場合、本契約を解除することができる。ただし、新設保育所等が既に市に所有権移転・引渡済みである場合には、既に構成企業が履行済みの部分については解除することができず、市は構成企業に対し、第52条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価並びに備品調達業務、開業準備業務及び当該解除の日までに履行された保守管理業務がある場合には当該履行済みの保守管理業務の対価に相当する保守管理等のサービス対価(日割計算するものとする。)の未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。
- (1) 役員等(構成企業における役員又はその支店若しくは営業所〔常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。〕を代表する者をいう。以下、本項において同じ。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。
 - (3) 役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき。
 - (4) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本項第1号から第5号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 5 構成企業は、本事業を、第3項又は前項各号のいずれかの事由に該当する第三者に請け負わせ、又は委託することはできない。また、さらに本事業を請け負い又は受託した第三者が、第3項又は前項各号のいずれかの事由に該当する別の第三者に請け負わせ、又は委

託することもできないものとし、その下の請負又は委託についても同様とする。

- 6 構成企業は、第三者が前項の事由に該当することが判明した場合、直ちに当該第三者との間の契約を解除する等し、当該第三者が本事業に直接又は間接に関与しないよう措置をとったうえで、その旨を市に報告しなければならない。構成企業がかかる措置を直ちにとらない場合、市は、本契約を解除することができる。ただし、新設保育所等が既に市に所有権移転・引渡済みである場合には、既に構成企業が履行済みの部分については解除することができず、市は構成企業に対し、第 52 条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価並びに備品調達業務、開業準備業務及び当該解除の日までに履行された保守管理業務がある場合には当該履行済みの保守管理業務の対価に相当する保守管理等のサービス対価（日割計算するものとする。）の未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。
- 7 市は、構成企業に本条の解除原因が認められる場合又はそのおそれが生じた場合、本事業の目的が実質的に達成できるように、本条の解除原因が生じていない構成企業と、本事業の継続について協議を行う等の合理的な措置を講じることができる。

（市による契約解除に際しての措置）

第 65 条 前条による解除がなされた場合において、既に市に提出されていた新設保育所等の設計図書及び竣工図書その他本契約に関して市の要求に基づき作成された一切の書類について、市は、市の裁量により無償にて利用する権利権限を有し、これにつき構成企業は、一切の異議を申し立てないものとする。設計図書の内容が、構成企業が特許権を保有する工法を採用しないと実現できない場合にあっては、構成企業から、市が設計図書の内容を実現する限りにおいて当該特許権を無償で使用することができるようにしなければならない。

- 2 前条により市が施設整備業務にかかる部分に関する契約を解除した場合、前条各項において解除の効力の影響が及ばないとされるものを除き、市は遡及的に本事業に係る対価の支払い義務を免れる。
- 3 前条により施設整備業務にかかる部分に関する契約が解除された場合、前条各項において解除の効力の影響が及ばないとされるものを除き、構成企業はその費用と責任において、原則として、速やかに本事業地を市による引渡し時の原状に回復して市に返還しなければならない。また併せて構成企業は市に対して解除の対象となった業務について既に市から受領した対価がある場合には、これに受領時からの利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に定める利率に基づき、1 年を 365 日として日割り計算）を付して直ちに市に返還するものとする。
- 4 前項にかかわらず、市は解除後、工事中の新設保育所等の出来形の譲り受けを求めることができる。この場合、建設企業は、当該出来形を現状のまま、市に引き渡すものとする。
- 5 前項の場合には、市は、出来高部分の評価相当額を建設企業に対して支払うものとし、この支払が完了した時点で当該出来形の所有権は市に移転するものとする。当該支払方法

については、建設企業と協議の上、市が決定するものとする。

- 6 前項の場合、建設企業は、市に対し、別紙 8 に記載する当該出来形の工事完成図書を提出しなければならない。また、市は、必要があると認められるときは、その理由を構成企業に通知して、出来形を最小限破壊して検査することができるものとする。
- 7 構成企業は、本条により本契約が解除された場合、本事業地に構成企業が所有又は管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第 22 条の規定に基づく第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件の処置について市の指示に従わなければならない。
- 8 前項の場合において、構成企業が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、構成企業に代わって当該物件を処分し、本事業地を原状回復し又は片付けその他適当な処置を行うことができる。この場合においては、構成企業は、市の処置について異議を申し立てることができず、また、市の処置に要した費用を負担しなければならない。

（市による契約解除等に伴う違約金等）

- 第 66 条 新設保育所等の所有権移転・引渡し以前に、第 64 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき本契約が解除された場合、又は市が本契約を解除するか否かにかかわらず構成企業が第 64 条第 3 項及び第 4 項の一に該当することが発覚した場合、構成企業は、市に対し、設計・施工等のサービス対価並びに保守管理等のサービス対価のうち備品調達業務及び開業準備業務にかかる対価の合計額の 10 分の 1 に相当する違約金を支払うものとする。ただし、市が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、市は、かかる超過額について別途構成企業に損害賠償請求を行うことができる。なお、市と構成企業との間で締結された基本協定書第 5 条第 8 項に基づき、構成企業が市に対し、違約金の支払いを行った場合は、構成企業は本項の支払い義務を免れるものとする。
- 2 新設保育所等の所有権移転・引渡し後に、第 64 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき本契約が解除された場合、又は市が本契約を解除するか否かにかかわらず構成企業が第 64 条第 3 項及び第 4 項の一に該当することが発覚した場合、構成企業は、1 事業年度の保守管理等のサービス対価から備品調達業務及び開業準備業務にかかる対価を控除した残額の 10 分の 1 に相当する違約金を支払うものとする。ただし、市が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、市は、かかる超過額について別途構成企業に損害賠償請求を行うことができる。なお、市と構成企業との間で締結された基本協定書第 5 条第 8 項に基づき、構成企業が市に対し、違約金の支払いを行った場合は、構成企業は本項の支払い義務を免れるものとする。
 - 3 構成企業が、第 64 条第 3 項に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、市が本契約を解除するか否かにかかわらず、その発覚が新設保育所等の所有権移転・引渡し前の場合は第 1 項の違約金に加えて設計・施工等のサービス対価並びに保守

管理等のサービス対価のうち備品調達業務及び開業準備業務にかかる対価の合計額の100分の5の違約金を別途支払うものとし、また、その発覚が新設保育所等の所有権移転・引渡し後の場合は、第2項の違約金に加えて、解除の対象となる業務（市が解除しない場合には、仮に解除するとすれば対象となるべき業務）の当該年度の保守管理等のサービス対価から備品調達業務及び開業準備業務にかかる対価を控除した残額の100分の5の違約金を別途支払うものとする。なお、市と構成企業との間で締結された基本協定書第5条第9項に基づき、構成企業が市に対し、違約金の支払いを行った場合は、構成企業は本項の支払い義務を免れるものとする。

(1) 第64条第3項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

(2) 構成企業が市に第64条第3項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 4 構成企業について、第64条第3項の各号の一に該当することが発覚し、これにより市が被った損害額が、第1項又は第2項の違約金の額（第3項の違約金加わる場合には、その違約金の額を含む。）を上回る場合は、市が本契約を解除するか否かにかかわらず、その差額金を市の請求に基づき支払わなければならない。ただし、市は、構成企業が市に差し入れている第35条の契約保証金又は担保を、当該差額金に先に充当することができるものとし、残額がある場合には違約金に充当することができるものとする。

（構成企業による契約解除）

第67条 構成企業は、市の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったときは、催告なく、本契約の全部ないし一部を解除することができる。

2 構成企業は、市が市の責めに帰すべき事由により本契約に基づく市の義務を履行しない場合には、30日以上の期間を設けて催告を行った上で、本契約の全部ないし一部を解除することができる。

3 前2項にかかわらず、新設保育所等が既に市に引渡済みである場合には、既に構成企業が履行済みの部分については解除することができない。

（構成企業による契約解除に際しての措置）

第68条 第67条の規定に基づき契約が解除された場合、市は、構成企業がすでに履行した債務に相当する対価（出来形に相当する分を含む）を支払うものとし、その余の対価の支払いは免れるものとする。ただし、構成企業は市に対して第6項に基づく損害賠償請求を行うことを妨げられない。

2 前項の対価を支払った場合、工事中の新設保育所等の出来形の所有権は市に移転するものとする。

3 第1項の対価全額の支払いを受けた場合、建設企業は、市に対し、別紙8に記載する当

該出来形の工事完成図書を提出しなければならない。市は、市に提出された新設保育所等の設計図書及び工事完成図書その他本契約に関して市の要求に基づき作成された一切の書類について、市の裁量により無償にて利用する権利権限を有し、これにつき構成企業は、一切の異議を申し立てないものとする。設計図書の内容が、構成企業が特許権を保有する工法を採用しないと実現できない場合にあっては、構成企業は当該企業から、市が設計図書の内容を実現する限りにおいて当該特許権を無償で使用することができるようにしなければならない。また、市は、必要があると認められるときは、その理由を構成企業に通知して、出来形を最小限破壊して検査することができるものとする。

- 4 構成企業は、本条により本契約が解除された場合、本事業地に構成企業が所有又は管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第 22 条の規定に基づく第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件の処置について構成企業と協議の上で市が行う指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合において、構成企業が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、構成企業に代わって当該物件を処分し、又は片付けその他適当な処置を行うことができる。この場合においては、構成企業は、市の処置について異議を申し立てることができず、また、市の処置に要した費用を負担しなければならない。
- 6 第 67 条による契約の解除の場合、市は構成企業が被った損害を合理的な範囲内で負担するものとし、負担方法については各構成企業と協議する。この場合において、各構成企業は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

（任意解除権の留保）

- 第 69 条 市は、理由の如何を問わず、3 か月以上前に構成企業に対して通知した上で、本契約の全部ないし一部を解除することができる。但し、新設保育所等が既に市に引渡済みである場合には、既に構成企業が履行済みの部分については解除することができず、市は、構成企業に対し、第 52 条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価並びに備品調達業務、開業準備業務及び当該解除の日までに履行された保守管理業務がある場合には当該履行済みの保守管理業務の対価に相当する保守管理等のサービス対価（日割計算するものとする。）の未払額を、解除前の支払スケジュールに従って支払う。また市は構成企業に対して、当該解除により構成企業が被った損害を合理的な範囲内で賠償する。
- 2 前項の場合、工事中の新設保育所等の出来形の所有権は、市に移転するものとする。なお、市は建設企業に対し、出来高部分の評価額相当額を、解除前のスケジュールに従って支払うものとする。
 - 3 第 1 項により本契約が解除される場合の措置については、第 68 条第 3 項から第 5 項までを準用する。

(予算の減額又は削除があった場合の解除)

第 70 条 市は、本契約にかかる市の予算に減額若しくは削除があった場合、又は第 53 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づく本事業に係る対価の見直しに伴い債務負担額の変更が必要となった場合において、変更後の債務負担行為として地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に基づき予算で定めるにつき、議会の議決が得られなかった場合には、本契約の一部又は全部を解除することができる。ただし、新設保育所等が既に市に引渡済みである場合には、既に構成企業が履行済みの部分については解除することができず、市は、構成企業に対し、第 52 条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価並びに備品調達業務、開業準備業務及び当該解除の日までに履行された保守管理業務がある場合には当該履行済みの保守管理業務の対価に相当する保守管理等のサービス対価（日割計算するものとする。）の未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。

- 2 前項により本契約が一部又は全部解除された場合、市は、構成企業に対し、当該解除により構成企業が被った損害を合理的な範囲内で賠償するものとし、負担方法については各構成企業と協議する。この場合において、各構成企業は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 3 第 1 項の場合、工事中の新設保育所等の出来形の所有権は、市に移転するものとする。なお、市は建設企業に対し、出来高部分の評価額相当額を、解除前のスケジュールに従って支払うものとする。

(協議解除等)

第 71 条 第 64 条、及び第 67 条、第 69 条及び第 70 条に定めるほか、市及び構成企業は協議の上、本契約を解除することができる。ただし、新設保育所等が既に市に引渡済みである場合には、既に構成企業が履行済みの部分については解除することができない。

- 2 前項の場合の清算関係については、市と構成企業が双方協議して定める。

(契約終了時の状態)

第 72 条 第 63 条の契約期間満了により、本契約が終了した場合、構成企業は、新設保育所等を、事業期間内に生じた事項その他諸般の事情を考慮して市と構成企業との間で協議により事前に決定した水準を保った状態としておかななければならない。なお、構成企業は、本契約に定める保守管理業務が適正になされていた場合における新設保育所等の経年劣化については責任を負わないものとする。

- 2 新設保育所等の市への所有権移転・引渡しが完了し、保守管理企業が保守管理業務に着手した後、第 63 条の契約期間満了前に本契約が終了した場合には、構成企業は、新設保育所等の当該終了時点の状態を、本契約、実施方針、入札説明書等及び構成企業提案等に記載された当該年度における水準を保った状態としておかななければならない。ただし、本契約終了の原因が不可抗力に基づくもので、かつ新設保育所等の滅失又は毀損を伴うもの

である場合には、構成企業は、市が要求した場合に限り、市の費用負担において、市の要求する水準まで滅失、毀損部分を修復した状態としておくものとする。

- 3 第 1 項又は第 2 項の場合において、市が本契約終了後に新設保育所等を検査した結果、前各項に定める水準を満たしていないことが判明した場合には、構成企業は、その費用と責任において、同水準に達するまで新設保育所等の修繕をしなければならない。ただし、前項ただし書きの場合において市の要求する水準を満たしていないことが判明した場合には、本項の修繕に係る費用は合理的な範囲内で市が負担する。
- 4 構成企業は、本契約が終了した場合、本事業地に構成企業が所有又は管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第 22 条又は第 45 条に基づく第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件を速やかに撤去するものとする。
- 5 本契約が終了した場合、保守管理企業は、その費用と責任において、市に対し、保守管理業務の引継ぎを行うものとし、構成企業は、その費用と責任において、新設保育所等の計画修繕に関する提案及び最終年度点検の実施を行うものとする。

第 14 章 雑則

（協議）

第 73 条 市及び構成企業は、必要と認める場合は適宜、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

（公租公課の負担）

第 74 条 本契約及び本契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、すべて構成企業の負担とする。市は、本事業に係る対価、及びこれに対する消費税及び地方消費税（各支払い時点において有効な消費税率による。）を支払うほかは、本契約に別途定めがある場合を除き、関連するすべての公租公課について一切負担しないものとする

（契約上の地位等の譲渡）

- 第 75 条 市及び構成企業は、相手方の事前の承諾のある場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。
- 2 市は、構成企業について、第 64 条の事由が生じた場合に、構成企業又は第 80 条の金融機関から本契約上の地位の移転の譲渡についての協議の申出を受けたときは、これに応じて協議をする。
 - 3 構成企業は、構成企業の組織、代表者、役員、株主若しくは社員等の変更又は合併等により構成企業の法人としての実体に変更を及ぼす場合には、市の事前の承諾を受けなければ

ばならない。なお、法人としての実態に変更を及ぼさない構成企業の代表者又は役員の変更については、構成企業は、事前又は事後速やかに市に報告するものとする。

(秘密保持)

- 第 76 条 市及び構成企業は、法令に従って開示する場合を除き、本契約上の秘密を第 80 条の金融機関並びに市及び構成企業の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザーを除く第三者に漏洩したり、本秘密文書（互いに本事業に関して知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密に属する一切の事項及び情報が記載された文書又は当該情報が記録された電磁的記録をいう。以下同じ。）等を滅失、毀損又は改ざんしてはならず、また、本契約上の秘密及び本秘密文書等を本契約の履行以外の目的に使用してはならない。
- 2 市及び構成企業は、法令に従って開示する場合を除き、本契約上の義務の履行ないしは本契約上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者（第 22 条又は第 45 条により本契約に基づく事業の一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む）、第 80 条の金融機関並びに市及び構成企業の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザーに、本契約上の秘密を第三者に漏洩させ、本秘密文書等を滅失、毀損又は改ざんさせ、又は本契約上の秘密ないしは本秘密文書等を本契約の履行以外の目的に使用させてはならない。
 - 3 構成企業は、第 22 条又は第 45 条により本契約に基づく事業の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において構成企業が市に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。第 80 条の金融機関及び構成企業の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザーに本契約上の秘密に該当する情報を提供する場合には、当該金融機関、弁護士、公認会計士及びファイナンシャルアドバイザーについても同様とする。
 - 4 構成企業は、本事業を行うにつき、個人情報を取り扱う場合は、漏洩、紛失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を、神戸市個人情報保護条例（平成 9 年 10 月 9 日 条例第 40 号）を含む関係法令の規定に従うほか、市の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
 - 5 構成企業は、本事業に従事する者又は従事していた者に対して、その事務に関して知り得た個人情報について、前項の規定に従い、適切に取り扱うよう徹底させるものとする。
 - 6 市は、構成企業が本事業を行うにつき、取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。
 - 7 市は、構成企業が本事業を行うにつき、個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、構成企業は直ちに市の勧告に従わなければならない。

(著作権等)

第 77 条 市は、構成企業から本事業の推進に関して市に提出される書類等について、著作権が構成企業に属することを認める。

- 2 前項にかかわらず、市は、本事業の遂行の目的で使用する場合（新たな構成企業が本事業を引き継ぐ場合を含む。）は、これらの書類の内容を無償で使用又は公開できるものとする。但し、第三者（本事業を引き継ぐ新たな構成企業はこれに該当しないこととする。）にこれを使用させる場合には、構成企業の承諾を得なければならないものとする。
- 3 構成企業は、市から本事業の推進に関して構成企業に提出される書類等のうち、市のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は市に属することを認める。
- 4 前項にかかわらず、構成企業は、本事業の遂行の目的で使用する場合は、前項の市の著作権となる書類等の内容を無償で使用又は公開できるものとするが、第三者にこれを使用させる場合には、市の承諾を得なければならないものとする。
- 5 市及び構成企業は、本事業の推進に関して共同して作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについて、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、相互に相手方の承諾を得なければならない。
- 6 市及び構成企業は本契約の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする。

(特許権等)

第 78 条 構成企業は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、当該第三者から承諾を得た上でこれを使用するものとし、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、構成企業において、市が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。ただし、上記使用が市の指示による場合で、かつ、構成企業が当該指示の不適當なことを過失なくして知らなかったため市に対しその旨指摘できなかつた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の紛争により、市が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、構成企業が自らの責任及び費用において、市に代わりこれを履行するものとする。

(付保すべき保険)

第 79 条 各構成企業は、各構成企業の費用負担の下に、損害保険会社との間で、市の承諾する別紙 12 の「1」項及び「2」項に記載する内容の保険契約を、各々の保険期間の始期までに締結し、締結後速やかに、市に対し、当該保険証券を呈示するとともに、原本の写しであることを証する旨の作成者の文言及び押印のある当該保険証券の写しを交付するものとする。

- 2 各構成企業は、別紙 12 の「1」項、「2」項に各々定める保険期間中、前項の損害保険契約を維持しなければならない。

- 3 市は、各構成企業が第 1 項の保険契約の一部又は全部を締結しないときは、自ら損害保険契約を締結することができる。この場合において、市は各構成企業に対し、当該損害保険の保険料及び同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。
- 4 保険金の請求は、第 1 項の場合は各構成企業、第 3 項の場合は市が行うものとし、市及び各構成企業は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。
- 5 別紙 12 の「1」項に記載する保険に基づき市又は各構成企業が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、当該保険金受領発生原因となった事由により生じた追加費用又は損害のうち、市が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、各構成企業が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

(金融機関との協議)

第 80 条 市は、本事業に関して構成企業に融資する金融機関との間において、市が本契約に基づき構成企業に損害賠償を請求し、又は契約を終了させる際の当該金融機関への事前通知、ないしは協議に関する事項につき協議し定めるものとする。

(遅延損害金)

第 81 条 市若しくは構成企業が、本契約の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を、所定の期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、当該未払金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に従い計算した額（1 年を 365 日として日割り計算）を、遅延損害金として相手方に対して支払うものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第 82 条 本契約に定める請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請及び契約終了告知又は解約は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。

2 本契約上の期間の定めは、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）が規定するところによるものとする。ただし、第 14 条第 1 項においては、官庁非開庁日は、算入しないものとする。

(準拠法)

第 83 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第 84 条 本契約に関する紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものと

し、市と構成企業は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第 85 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び構成企業が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

以上